

いじめ防止基本方針 R6.4

本校では、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、平成29年4月1日に「いじめ防止基本方針」として作成し、平成29年8月22日の改訂を受け、平成29年12月に改訂を行った。

学校の教育目標 明るく笑顔あふれる伊深っ子 経営方針：だれもが安心でき、すべての子に力を付ける学校づくり

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【第2条より】

いじめ未然防止のための全体計画

